

苅田町障がい者福祉計画〔第6期〕

苅田町障がい児福祉計画〔第2期〕

（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

苅 田 町

目 次

総 論

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第 1 章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の背景・趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 計画の策定体制 | 3 |
| 5. 計画の対象者及び表記 | 4 |
| 第 2 章 計画の基本的な考え方 | 5 |
| 1. 計画の基本目標 | 5 |
| 2. 計画の基本的な理念 | 5 |
| 3. 令和 5 年度における目標値の設定 | 7 |
| 4. 第 5 期障がい者福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の進捗状況 | 13 |
| 第 3 章 現状に関する資料 | 16 |
| 1. 人口・世帯数の推移 | 16 |
| 2. 障がい者手帳等所持者数の推移 | 18 |

各 論

| | |
|--|----|
| 第 1 章 障がいのある人を支援するサービス等の全体像 | 26 |
| 1. 自立支援システムの全体像 | 26 |
| 2. 障がい福祉サービス等 | 27 |
| 3. 地域生活支援事業 | 27 |
| 4. 障がい児通所給付等 | 27 |
| 第 2 章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の 必要量見込みと確保の方策 | 28 |
| 1. 障がい福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策 | 29 |
| 2. 障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策 | 34 |
| 第 3 章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策 | 38 |
| 1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み | 38 |
| 2. 地域生活支援事業の見込量確保の方策 | 42 |
| 第 4 章 制度の円滑な実施のための方策 | 43 |
| 第 5 章 計画の推進に向けて | 45 |

参考資料

| | |
|-------------------|----|
| 苅田町障害者施策推進協議会設置条例 | 46 |
| 苅田町障害者施策推進協議会委員名簿 | 47 |

総

論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法（現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が改められています。以下、「障害者総合支援法」といいます。）が施行され、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、市町村には「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

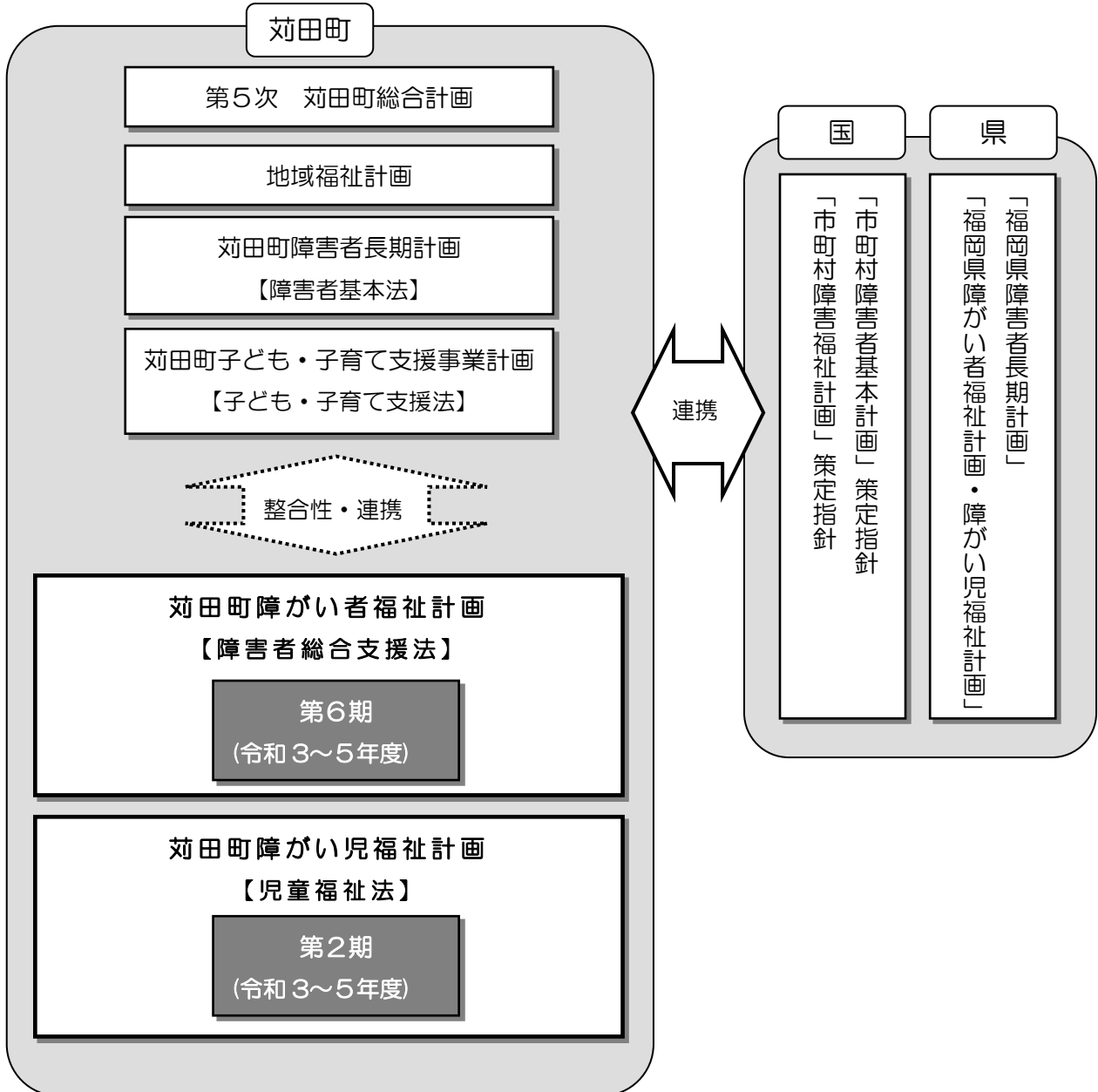
本町においても、平成19年3月に障害者基本法に基づく「苅田町障害者長期計画（平成19～28年度）」と障害者自立支援法に基づく「苅田町障害福祉計画【第1期】」を一体的に策定し、その後、苅田町障害福祉計画については3年ごとの見直し、苅田町障害者長期計画については計画期間を平成29～33年度として平成29年3月に見直しを行い、地域の中で安心・安全に暮らし、活動できるための支援と条件整備を進めています。

また、平成30年4月に施行された児童福祉法の一部改正により、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、苅田町においても「苅田町障がい児福祉計画【第1期】（平成30～32年度）」の策定を行いました。

本計画は、令和2年度をもって計画期間を終える「苅田町障がい者福祉計画【第5期】」と「苅田町障がい児福祉計画【第1期】」を見直し、新たに「苅田町障がい者福祉計画【第6期】（令和3～5年度）」と「苅田町障がい児福祉計画【第2期】（令和3～5年度）」を策定し、地域の特性に応じたサービス提供を計画的により一層推進していきます。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、障害者総合支援法第88条により市町村に義務付けられた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20により義務付けられた「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」といいます。）や障がい児通所給付、障がい児相談支援（以下「障がい児通所給付等」といいます。）の見込量やその確保の方策を定める計画です。
- 本計画は、「第5次苅田町総合計画（令和3年度～令和12年度）」をはじめ、障がいのある人に関わる全ての施策の基本的方向性を定めた障害者基本法に基づく「苅田町障害者長期計画（平成29年度～平成33年度）」や子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針である「苅田町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」など、関連する諸計画との整合性を図って策定しています。



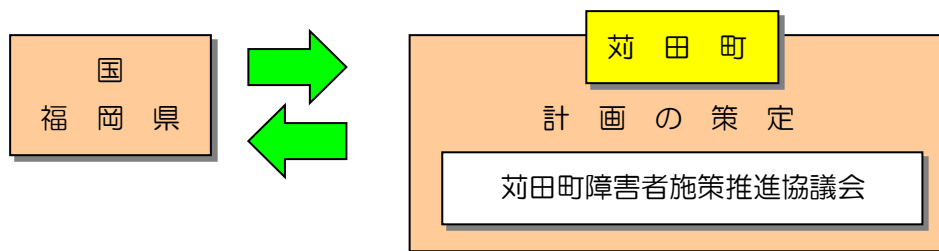
3. 計画の期間

○ 苅田町障がい者福祉計画【第6期】及び苅田町障がい児福祉計画【第2期】の計画期間は、令和3年度を初年度として、令和5年までの3年間を計画期間とします。

| 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-------------------------|----|------------------------|----|------------------------|----|------------------------|----|--------------------------|----|--------------------------|-----------------------------|----|--------------------------|---|---|---|---|
| 長期計画 | 苅田町障害者長期計画 (H19~H28) | | | | | | | | | | | 苅田町障害者 長期計画 (H29~H33) | | | | | | |
| 福祉計画 | 苅田町障害 福祉計画 【第1期】 | | 苅田町障害 福祉計画 【第2期】 | | 苅田町障害 福祉計画 【第3期】 | | 苅田町障害 福祉計画 【第4期】 | | 苅田町障がい者 福祉計画 【第5期】 | | 苅田町障がい者 福祉計画 【第6期】 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 苅田町障がい児 福祉計画 【第1期】 | | 苅田町障がい児 福祉計画 【第2期】 | | | | |

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健医療関係者等から構成される「苅田町障害者施策推進協議会」において、検討・策定しました。



5. 計画の対象者及び表記

1 対象者

この計画における対象者は、障害者総合支援法第4条第1項及び児童福祉法第4条第2項に規定される、次の「障害者」（本計画において「障がい者」と表記します。）及び「障害児」（本計画において「障がい児」と表記します。）とします。

また、「障がい者」と「障がい児」の両方を合わせて表現する場合は「障がいのある人」と表記します。

(1) 障がい者

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

(2) 障がい児

- 身体に障害のある児童
- 知的障害のある児童
- 精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

2 表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」とひらがな表記としています。

ただし、法令名、告示の名称、法令からの抜粋、既に存する計画名、他機関における固有名称についてはそのままの表記としています。

* 「障害」の表記については、「害」という漢字には否定的なイメージがあるためひらがな表記が良いという意見がある一方、表記の問題は障がい者施策において本質的なことではない、という議論もあります。

福岡県では、「障害者差別解消法」の施行にあわせ平成29年10月に県条例を制定し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとなりました。

このような動きを受け、本町においても、障がい者の人権をより尊重するという観点から「差別感」や「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重して、本計画において、できる限りひらがな表記することとしています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

本計画は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、ともに生きるまちを目指して、障がいのある人が自立し、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進めることを目標とします。

2. 計画の基本的な理念

本計画の基本目標の実現のために、国の基本方針を踏まえて、次の点に配慮して、総合的な7つの基本的な理念に立って計画を推進します。

① 障がいのある人の自己決定と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の実施

障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び障がい児とし、サービスの充実を図り、障がい種別によらない一元的なサービスを実施します。

③ 入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるよう取り組みます。

④ **地域共生社会の実現に向けた取組**

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑤ **障がい児の健やかな育成のための発達支援**

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所給付等の充実を図り支援体制の構築を目指します。また、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、地域の保育、教育等の支援が受けることができるようにすることで地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児等専門的な支援を要する者に、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ **障がい福祉人材の確保**

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保に努めます。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

⑦ **障がい者の社会参加を支える取組**

障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

3. 令和5年度における目標値の設定

1. 成果目標について

「苅田町障がい者福祉計画（第6期）・苅田町障がい児福祉計画（第2期）」は第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本方針に基づき、令和5年度を目標年度として、施設入所者等の地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行等について成果目標を設定します。国の基本指針に示されている成果目標については以下の7つです。なお、本町の具体的な数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第4期及び第5期の実績や今後の見通しを踏まえて設定します。

また、圏域の考え方については福岡県の定める障がい福祉圏域（京築圏域：行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）に基づきます。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備
- (6) 相談支援体制の充実・強化
- (7) 障がい福祉サービス等の質の向上のための取組

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針に示されている成果目標

○令和元年度末時点の福祉施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

○令和5年度末の施設入所者数については、令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。

<町の目標>

本町における令和元年度末の施設入所者数は34人です。地域生活への移行者数は国の指針に基づき2人を目標とします。また、令和5年度末の入所者数は、令和元年度の現況を踏まえ1人の減少を見込みます。

施設入所者については、施設と連携し、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や協力も得ながら、地域生活が可能な方の地域生活への移行を支援するとともに、在宅生活者には、在宅での生活を続けられるよう関係機関と連携し、福祉サービス等の活用による在宅支援を行います。

目標値設定にあたっては施設入所を妨げるものではなく、在宅生活が困難であり施設入所が必要な人には、適切に施設入所への支援を行います。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------|-----|------------------------------|
| 令和元年度末時点の入所者数(A) | 34人 | 令和元年度末時点苅田町の入所者数 |
| 目標年度入所者数(B) | 33人 | 令和5年度末の入所者数 |
| 【目標値】 地域生活移行者数 | 2人 | 施設入所からグループホーム等へ移行した者の数(A)×6% |
| 【目標値】 削減見込(A-B) | 1人 | 差引減少見込み数 1.6%以上 |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針に示されている成果目標

○精神障がい者の精神病床から、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

○精神病床における1年以上長期入院患者数を減少させることを目標とする。

○精神病床の退院率を設定する。

国の基本指針に係る目標設定については、県が所管することになるため、当町では目標を設定しておりません。

<町の目標>

精神障がいにも対応した地域包括システム構築を目指す国の基本指針をふまえ、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、参加者、目標設定および評価の実施回数について見込み、重層的な連携による支援体制の構築を目指します。

なお、協議の場については精神科病院の数や保健所の管轄範囲の状況でみると地域で共通の課題が多いことから、近隣自治体と協議を行い、保健・医療・福祉の各関係機関の役割と課題を整理し、精神障がいに対する包括的な支援を行えるよう目指すべき連携のあり方を検討していきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の基本指針

○令和5年度末までの間、地域生活支援拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

<町の目標>

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援のための機能を持つ拠点等について地域の状況を把握したうえで体制機能の整備を目指します。具体的な機能については①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つについて地域の実状に応じて整備することとされております。本町では全ての機能を持たせた拠点を一度に整備することは難しい状況ですが、あり方については、現在ある社会資源等について確認・検討しながら近隣自治体との協議を進め、町内若しくは圏域で整備を行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針

○福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数については、それぞれ令和元年度実績の概ね1.30倍、1.26倍、1.23倍以上とすることを目指すこととする。

○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者を全体の7割以上とする。

○就労定着支援事業所のうち職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

<町の目標>

障がい者が一般就労により経済的な基盤を確立し、地域において安定した生活を送るためには、障がい者が当たり前働ける地域社会を実現していくことが必要です。今後も就労支援機関や就労移行支援事業所等と連携しながら、一般就労への移行を促進します。

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する数値目標を定めます。

○就労移行支援事業等から一般就労する障がい者数

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------|----|--|
| 令和元年度の一般就労移行者数 | 5人 | 令和元年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した者の総数 |
| 【目標】 目標年度の一般就労移行者数 | 7人 | 令和5年度中に就労移行支援事業等を利用し、一般就労した者の総数 令和元年度移行実績の（1.27倍以上） |

総論

第2章 計画の基本的な考え方

○就労移行支援事業から一般就労に移行する障がい者数

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------|----|---------------------------------|
| 令和元年度の一般就労移行者数 | 4人 | 令和元年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数 |
| 【目標】 目標年度の一般就労移行者数 | 5人 | 令和元年度移行実績の1.30倍 |

○就労継続支援事業（A型）から一般就労に移行する障がい者数

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------|----|---------------------------------|
| 令和元年度の一般就労移行者数 | 1人 | 令和元年度において就労継続A型事業を利用し、一般就労した者の数 |
| 【目標】 目標年度の一般就労移行者数 | 1人 | 令和元年度移行実績の1.26倍 |

○就労継続支援事業（B型）から一般就労に移行する障がい者数

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------|----|---------------------------------|
| 令和元年度の一般就労移行者数 | 0人 | 令和元年度において就労継続B型事業を利用し、一般就労した者の数 |
| 【目標】 目標年度の一般就労移行者数 | 1人 | 令和元年度移行実績の1.23倍 |

○就労定着支援事業の利用者数

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------------------------|-----|---|
| 【目標】 目標年度の就労定着支援事業の利用者の割合 | 70% | 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者のうち就労定着支援事業利用者数の割合 |

○就労移行支援の就労定着率

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---------------|-----|------------------------------|
| 【目標】 令和5年度 | 70% | 就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所の割合 |

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

■国の基本指針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを市町村もしくは圏域に1カ所以上設置する。
- 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。
- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

<町の目標>

本町に児童発達支援センターはありませんが、圏域において2カ所設置されております。保育所等訪問支援を提供している事業所、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを提供している事業所については町内に1カ所設置されており、すでに体制の構築はできています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、本町では未設置の状況です。医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、関係機関等の連携をはかり、医療的ケア児支援に関する情報交換及び支援方法の協議の場の設置及び医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置を目指します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|------|--|
| 令和5年度末の児童発達支援センター数 | 2カ所 | 圏域における児童発達支援センター機能を有する施設数 |
| 令和5年度末の保育所等訪問支援を提供できる事業所数 | 1カ所 | 町内における保育所等訪問支援を利用できる事業所数 |
| 令和5年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数 | 各1カ所 | 町内における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数 |

(6) 相談支援体制の充実・強化

■国の基本指針

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

<町の目標>

相談支援事業所においては、障がい者及びその家族からの各種相談に対応するとともに、サービス利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材育成が必要となることから、必要に応じて、相談支援事業所の充実・強化に向けた支援や助言を行い、京都郡地域自立支援協議会において地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上のための取組

■国の基本指針

○令和5年度末までに、市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

<町の目標>

本町の担当職員において障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、県が主催する研修やその他の研修への参加に努め、業務の質の向上を図ります。また、自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を適正な事業所運営の確保のために活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

4. 第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

【利用量の単位】 本計画における利用量の単位は下記のとおりです。

- * 「時間/月」・・・月間のサービス提供時間
- * 「人日/月」・・・「月間の利用人員（実人員）」×「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」
- * 「人/月」・・・月間の利用人員（実人員）
- * 「人/年」・・・年間の利用人員

1. 障がい福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

平成31年度実績をみると、実利用人数は、96.4%で計画値に近い数値ですが、利用時間は78.9%で計画値に達していません。

| サービス名 | 単位 | 30年度 | | 進捗率 | 31年度 | | 進捗率 | 2年度 計画 |
|---------------------------------------|------|------|-----|-------|------|-----|-------|-----------|
| | | 計画 | 実績 | | 計画 | 実績 | | |
| 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障がい者等包括支援 | 時間/月 | 610 | 523 | 85.7% | 620 | 489 | 78.9% | 630 |
| | 人/月 | 54 | 51 | 94.4% | 55 | 53 | 96.4% | 56 |

(2) 日中活動系サービス

平成31年度実績をみると、実利用人数は概ね計画値の見込みどおりか、上回っています。平均利用日数において、自立訓練（機能訓練）については計画値を大きく下回っています。

| サービス名 | 単位 | 30年度 | | 進捗率 | 31年度 | | 進捗率 | 2年度 計画 |
|----------------|------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-----------|
| | | 計画 | 実績 | | 計画 | 実績 | | |
| 生活介護 | 人日/月 | 1,600 | 1,437 | 89.8% | 1,660 | 1,497 | 90.2% | 1,720 |
| | 人/月 | 80 | 78 | 97.5% | 83 | 79 | 95.2% | 86 |
| 自立訓練 （機能訓練） | 人日/月 | 20 | 0 | 0.0% | 20 | 7 | 35.0% | 20 |
| | 人/月 | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 |
| 自立訓練 （生活訓練） | 人日/月 | 60 | 108 | 180.0% | 60 | 69 | 115.0% | 60 |
| | 人/月 | 6 | 12 | 200.0% | 6 | 9 | 150.0% | 6 |
| 就労移行支援 | 人日/月 | 221 | 117 | 52.9% | 238 | 189 | 79.4% | 255 |
| | 人/月 | 13 | 17 | 130.8% | 14 | 17 | 121.4% | 15 |
| 就労継続支援 （A型） | 人日/月 | 840 | 772 | 91.9% | 903 | 869 | 96.2% | 987 |
| | 人/月 | 40 | 57 | 142.5% | 43 | 60 | 139.5% | 47 |
| 就労継続支援 （B型） | 人日/月 | 2,200 | 1,784 | 81.1% | 2,260 | 1,880 | 83.2% | 2,320 |
| | 人/月 | 110 | 111 | 100.9% | 113 | 121 | 107.1% | 116 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 3 | 3 | 100.0% | 4 | 4 | 100.0% | 5 |
| 療養介護 | 人/月 | 6 | 6 | 100.0% | 6 | 6 | 100.0% | 6 |
| 短期入所（福祉型） | 人日/月 | 120 | 87 | 72.5% | 125 | 93 | 74.4% | 130 |
| | 人/月 | 24 | 33 | 137.5% | 25 | 38 | 152.0% | 26 |
| 短期入所（医療型） | 人日/月 | 12 | 15 | 125.0% | 12 | 16 | 133.3% | 12 |
| | 人/月 | 1 | 3 | 300.0% | 1 | 3 | 300.0% | 1 |

総論

第2章 計画の基本的な考え方

(3) 居住系サービス

平成31年度実績をみると、共同生活援助及び施設入所支援ともに目標数値を上回っています。

| サービス名 | 単位 | 30年度 | | 進捗率 | 31年度 | | 進捗率 | 2年度 計画 |
|---------------------|-----|------|----|--------|------|----|--------|-----------|
| | | 計画 | 実績 | | 計画 | 実績 | | |
| 自立生活援助 | 人/月 | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% | 1 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 人/月 | 56 | 61 | 108.9% | 60 | 71 | 118.3% | 64 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 32 | 37 | 115.6% | 31 | 36 | 116.1% | 31 |

(4) その他のサービス（相談支援）

平成31年度実績をみると、計画相談については目標数値を上回っていますが、地域移行支援及び地域定着支援の利用はありません。

| サービス名 | 単位 | 30年度 | | 進捗率 | 31年度 | | 進捗率 | 2年度 計画 |
|--------|-----|------|-----|--------|------|-----|--------|-----------|
| | | 計画 | 実績 | | 計画 | 実績 | | |
| 地域移行支援 | 人/月 | 9 | 0 | 0.0% | 9 | 0 | 0.0% | 9 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 1 | 0 | 0.0% | 2 | 0 | 0.0% | 3 |
| 計画相談 | 人/年 | 270 | 289 | 107.0% | 275 | 305 | 110.9% | 280 |

2. 児童に対するサービス

平成31年度実績をみると、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児相談支援については目標数値を上回っていますが、居宅等訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援については利用がありません。

| サービス名 | 単位 | 30年度 | | 進捗率 | 31年度 | | 進捗率 | 2年度 計画 |
|------------------------|------|------|-------|--------|-------|-------|--------|-----------|
| | | 計画 | 実績 | | 計画 | 実績 | | |
| 児童発達支援 | 人日/月 | 560 | 447 | 79.8% | 574 | 598 | 104.2% | 588 |
| | 人/月 | 80 | 121 | 151.3% | 82 | 127 | 154.9% | 84 |
| 放課後等デイサービス | 人日/月 | 960 | 1,073 | 111.8% | 1,040 | 1,235 | 118.8% | 1,120 |
| | 人/月 | 120 | 137 | 114.2% | 130 | 147 | 113.1% | 140 |
| 保育所等訪問支援 | 人日/月 | 2 | 1 | 50.0% | 2 | 4 | 200.0% | 2 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 4 | 400.0% | 1 |
| 居宅等訪問型児童発達支援 | 人日/月 | 7 | 0 | 0.0% | 7 | 0 | 0.0% | 7 |
| | 人/月 | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% | 1 |
| 医療型児童発達支援 | 人日/月 | 25 | 0 | 0.0% | 25 | 0 | 0.0% | 25 |
| | 人/月 | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% | 1 |
| 障がい児相談支援 | 人/月 | 220 | 236 | 107.3% | 235 | 255 | 108.5% | 250 |
| 医療的ケア児を支援するコーディネーターの配置 | 人/月 | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% | 1 |

3. 地域生活支援事業

本町が実施主体となっている地域生活支援事業の平成31年度の実績は次のとおりです。

【地域生活支援事業第5期計画進捗状況総括表】

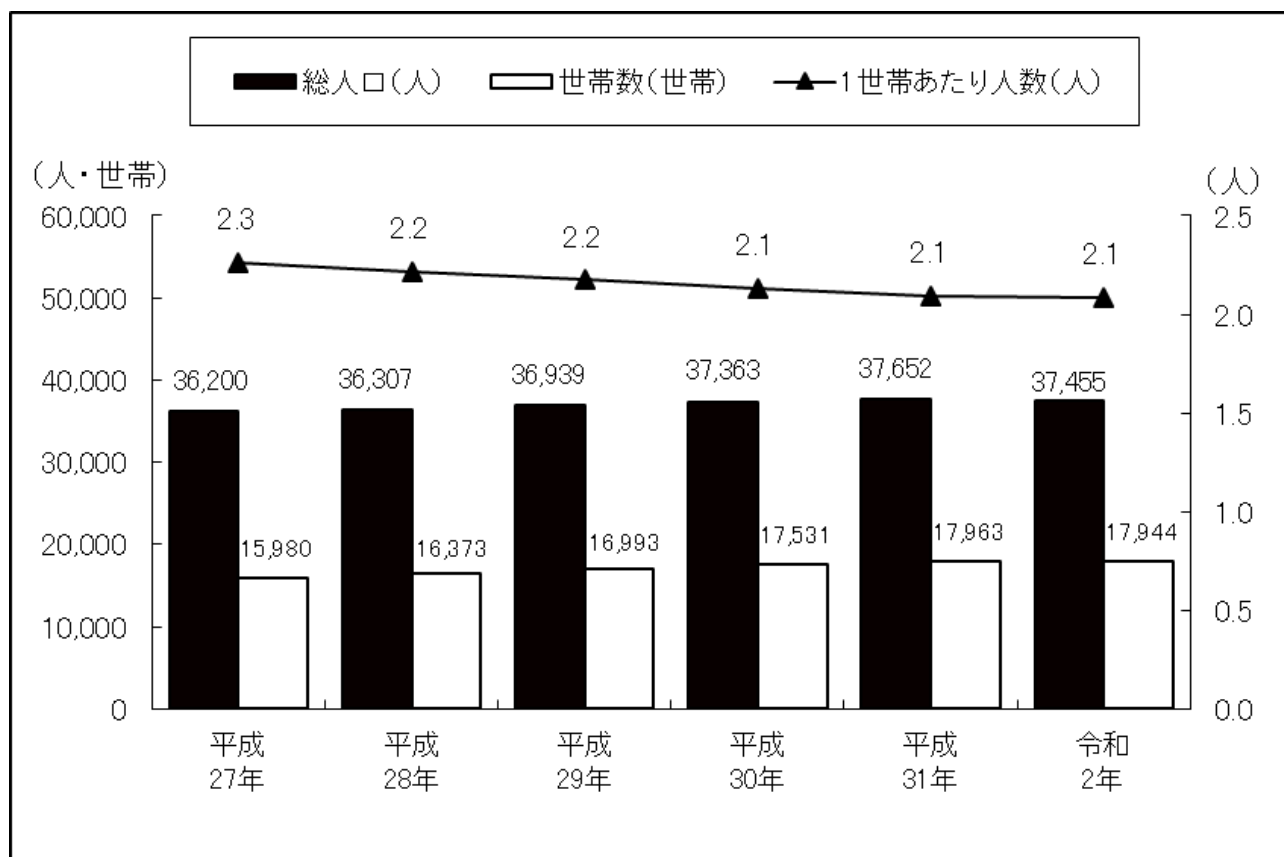
| 区分 | サービス名 | 30年度 計画 | 31年度 計画 | 31年度 | | 2年度 計画 | |
|-----------------|--|------------|------------|------|--------|-----------|-----|
| | | | | 実績 | 進捗率 | | |
| 必須 事業 | (1) 相談支援事業 | | | | | | |
| | ①相談支援事業 | | | | | | |
| | ア 障がい者相談支援事業 | 箇所数 | 4 | 4 | 4 | 100.0% | 4 |
| | イ 地域自立支援協議会 | 実設の有無 | 有 | 有 | 有 | 100.0% | 有 |
| | ウ 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 検討 | — | 有 |
| | ②基幹相談支援センター等 機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 100.0% | 有 |
| | ③住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 無 | — | 有 |
| | (2) 成年後見制度利用支援事業 | 実利用者数 | 2 | 2 | 0 | — | 2 |
| | (3) 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 100.0% | 有 |
| | (4) 意思疎通支援事業 | | | | | | |
| | ①手話通訳・要約筆記者派遣事業 | 延件数 | 330 | 340 | 321 | 94.4% | 350 |
| | ②手話通訳者設置事業 | 設置者数 | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 1 |
| | (5) 日常生活用具給付等事業 | | | | | | |
| | ①介護・訓練支援用具 | 給付件数 | 2 | 2 | 0 | — | 2 |
| | ②自立生活支援用具 | | 10 | 10 | 5 | 50.0% | 10 |
| | ③在宅療養等支援用具 | | 10 | 10 | 9 | 90.0% | 10 |
| | ④情報・意思疎通支援用具 | | 10 | 10 | 8 | 80.0% | 10 |
| | ⑤排泄管理支援用具 | | 730 | 760 | 783 | 103.0% | 790 |
| | ⑥住宅改修費 | | 1 | 1 | 0 | — | 1 |
| | (6) 手話奉仕員養成研修事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 100.0% | 有 |
| | (7) 移動支援事業 (個別移動サービス) (車両移動サービス) | 実利用者数 | 19 | 21 | 19 | 90.5% | 23 |
| | | 延利用時間 | 890 | 910 | 883 | 97.0% | 930 |
| | (8) 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 100.0% | 有 |
| (9) 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 無 | — | 有 | |
| (10) 地域活動支援センター | 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 100.0% | 2 | |
| | 実利用者数 | 30 | 30 | 20 | 66.7% | 30 | |
| 任意 事業 | (1) 訪問入浴サービス事業 | 実利用者数 | 2 | 2 | 1 | 50.0% | 2 |
| | (2) 更生訓練費支給事業 | | 1 | 1 | 0 | — | 1 |
| | (3) 日中一時支援事業 | | 32 | 33 | 25 | 75.8% | 34 |
| | (4) 自動車改造助成事業 | | 1 | 1 | 0 | — | 1 |

第3章 現状に関する資料

1. 人口・世帯数の推移

本町においては、人口、世帯数ともに平成31年までは増加傾向にあります。一世帯あたりの構成人数については過去3年大きく変化はありません。

図表 人口推移



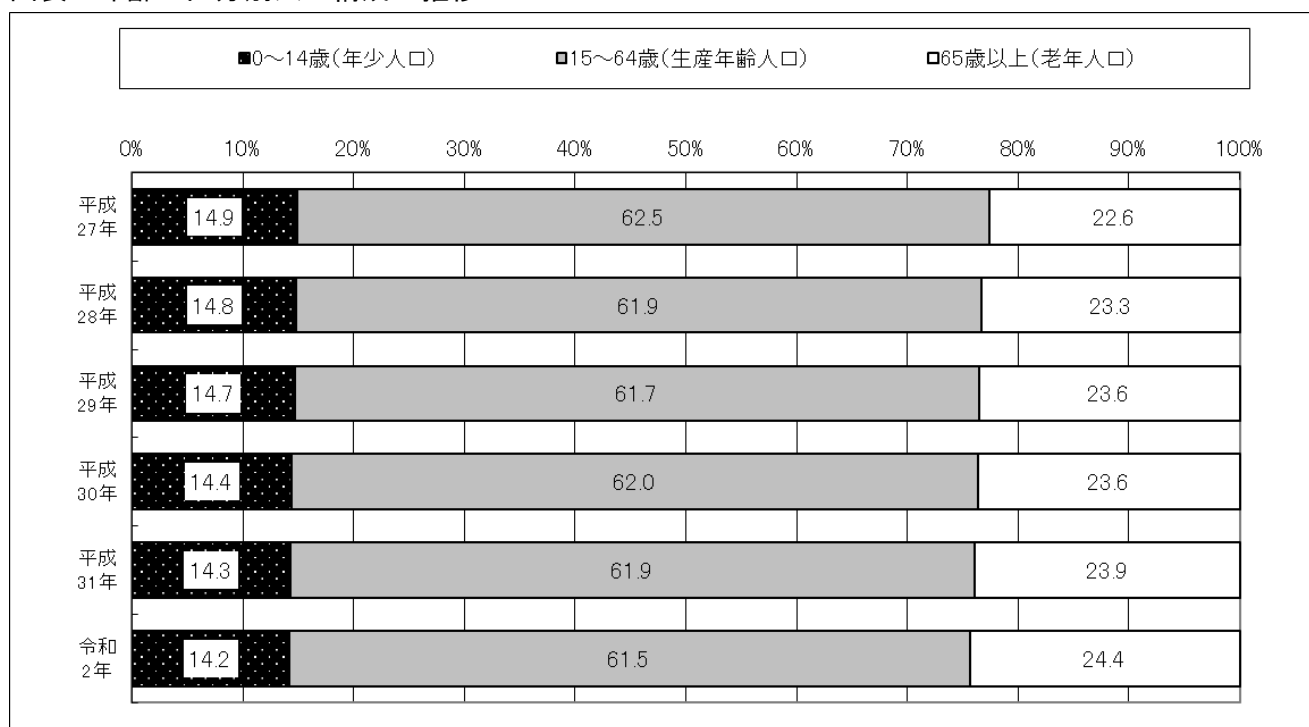
| 区 分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口(人) | 36,200 | 36,307 | 36,939 | 37,363 | 37,652 | 37,455 |
| 世帯数(世帯) | 15,980 | 16,373 | 16,993 | 17,531 | 17,963 | 17,944 |
| 1世帯あたり人数(人) | 2.3 | 2.2 | 2.2 | 2.1 | 2.1 | 2.1 |

資料：住民基本台帳年報より
(各年1月1日現在)

第3章 現状に関する資料

人口の推移を年齢3区分別の構成で見ると、年少人口（0～14歳）及び、生産年齢人口（15～64歳）の割合が概ね減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）の割合が増加傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口構成の推移



(単位：人)

| 区分 | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|--------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～14歳 (年少人口) | 人 | 5,392 | 5,390 | 5,439 | 5,370 | 5,384 | 5,310 |
| | % | 14.9 | 14.8 | 14.7 | 14.4 | 14.3 | 14.2 |
| 15～64歳 (生産年齢人口) | 人 | 22,634 | 22,455 | 22,798 | 23,167 | 23,267 | 23,019 |
| | % | 62.5 | 61.9 | 61.7 | 62.0 | 61.8 | 61.5 |
| 65歳以上 (老年人口) | 人 | 8,174 | 8,462 | 8,702 | 8,826 | 9,001 | 9,126 |
| | % | 22.6 | 23.3 | 23.6 | 23.6 | 23.9 | 24.4 |

資料：住民基本台帳年報より
(各年1月1日現在)

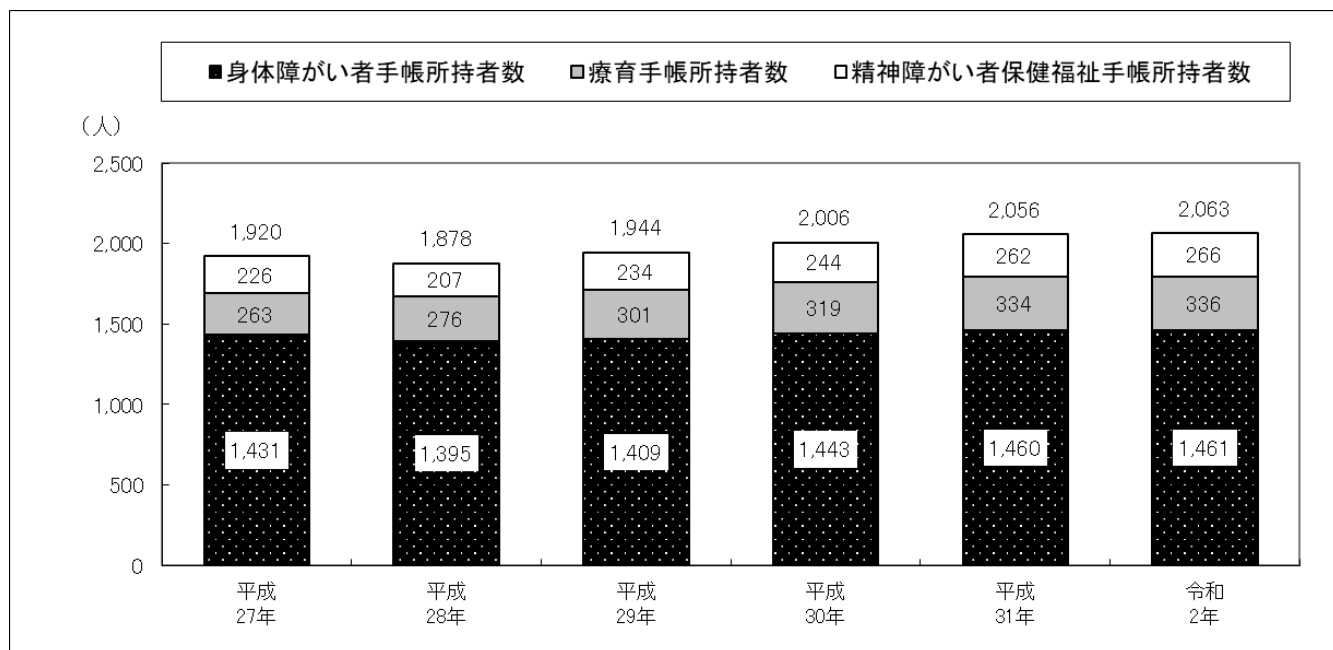
2. 障がい者手帳等所持者数の推移

(1) 手帳所持者数の推移

本町の令和2年8月末現在の障がい者手帳所持者数は2,063人となっており、人口に占める割合はおよそ5.5%となっています。

障がい別にみると、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者数はすべて微増です。

図表 障がい者手帳所持者数の推移



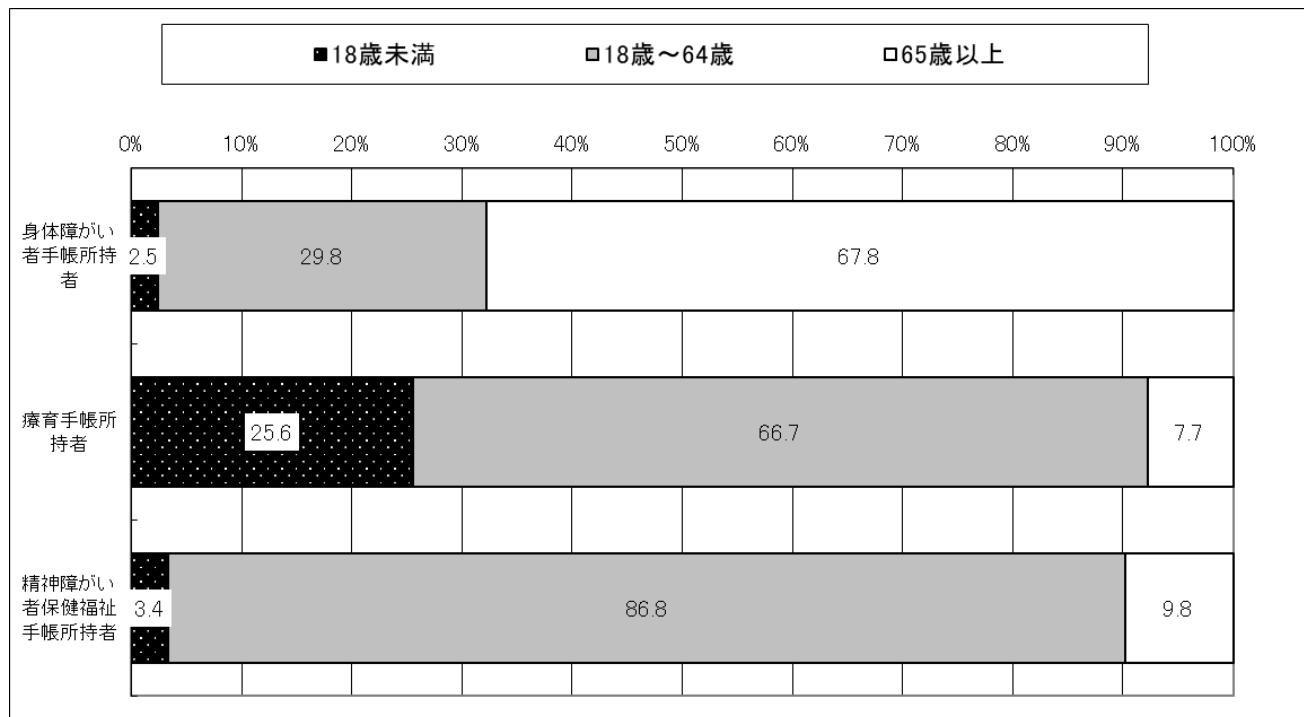
(単位：人)

| 区 分 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 令和 2年 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 身体障がい者手帳所持者数 | 1,431 | 1,395 | 1,409 | 1,443 | 1,460 | 1,461 |
| 療育手帳所持者数 | 263 | 276 | 301 | 319 | 334 | 336 |
| 精神障がい者保健福祉手帳所持者数 | 226 | 207 | 234 | 244 | 262 | 266 |
| 手帳所持者数 計 | 1,920 | 1,878 | 1,944 | 2,006 | 2,056 | 2,063 |

資料：刈田町（各年度末現在、令和2年は8月末現在）

また、年齢区分で見ると、身体障がい者手帳所持者では 65 歳以上の割合が非常に高くなっています。療育手帳所持者では 18 歳未満の割合が大きくなっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者では 18 歳～64 歳の割合が高くなっています。

図表 障がい者手帳所持者数の年齢別の割合



(単位：人)

| 区 分 | 総 数 | 18 歳未満 | 18～64 歳 | 65 歳以上 |
|------------------|-------|--------|---------|--------|
| 身体障がい者手帳所持者数 | 1,461 | 36 | 435 | 990 |
| 療育手帳所持者数 | 336 | 86 | 224 | 26 |
| 精神障がい者保健福祉手帳所持者数 | 266 | 9 | 231 | 26 |

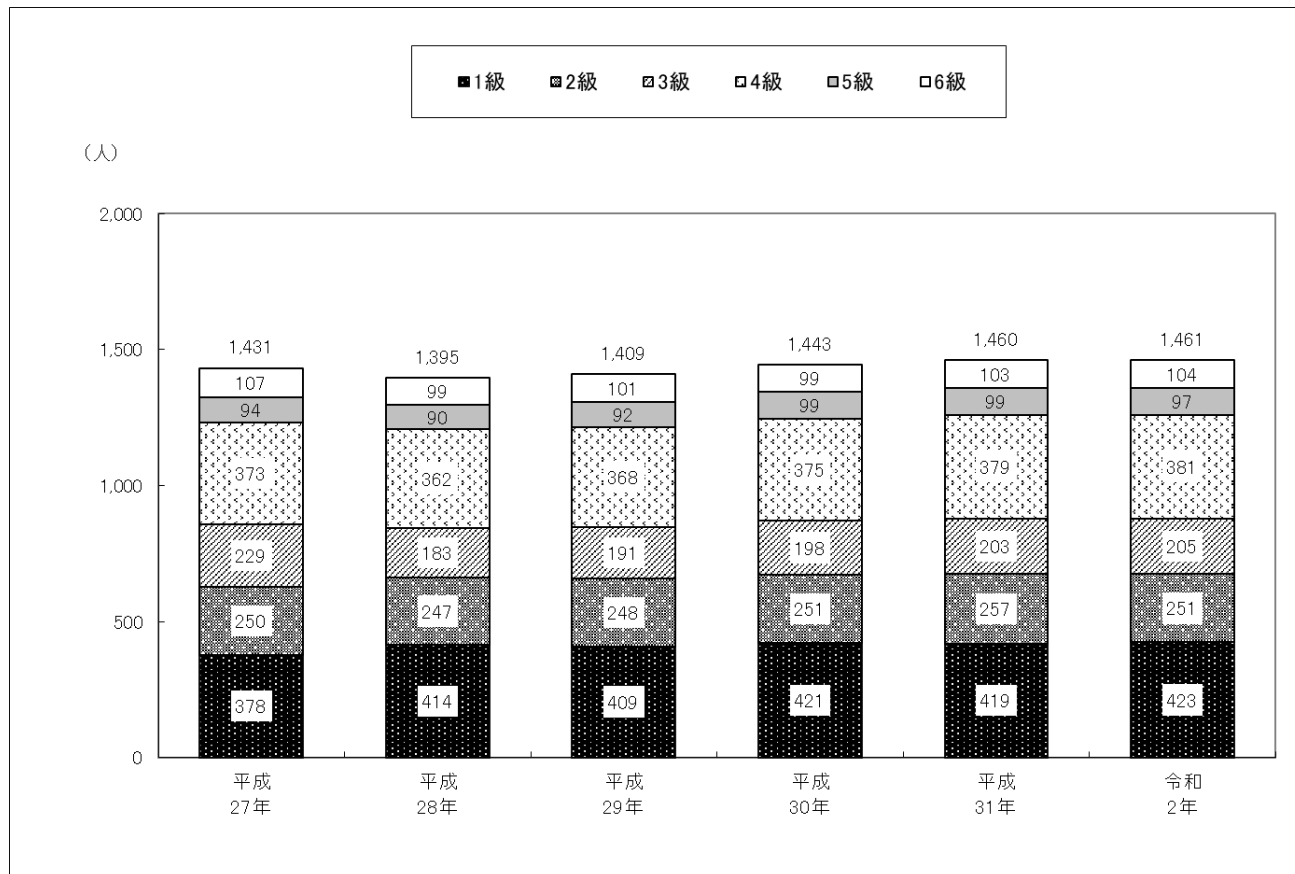
資料：苅田町（令和 2 年 8 月末現在）

(2) 身体障がい者手帳所持者数の推移

令和2年8月末現在の身体障がい者手帳所持者数は1,461人となっており、等級別の構成では、いずれの年度も1級と4級の割合が高くなっています。

障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、約半数となっています。

図表 身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移

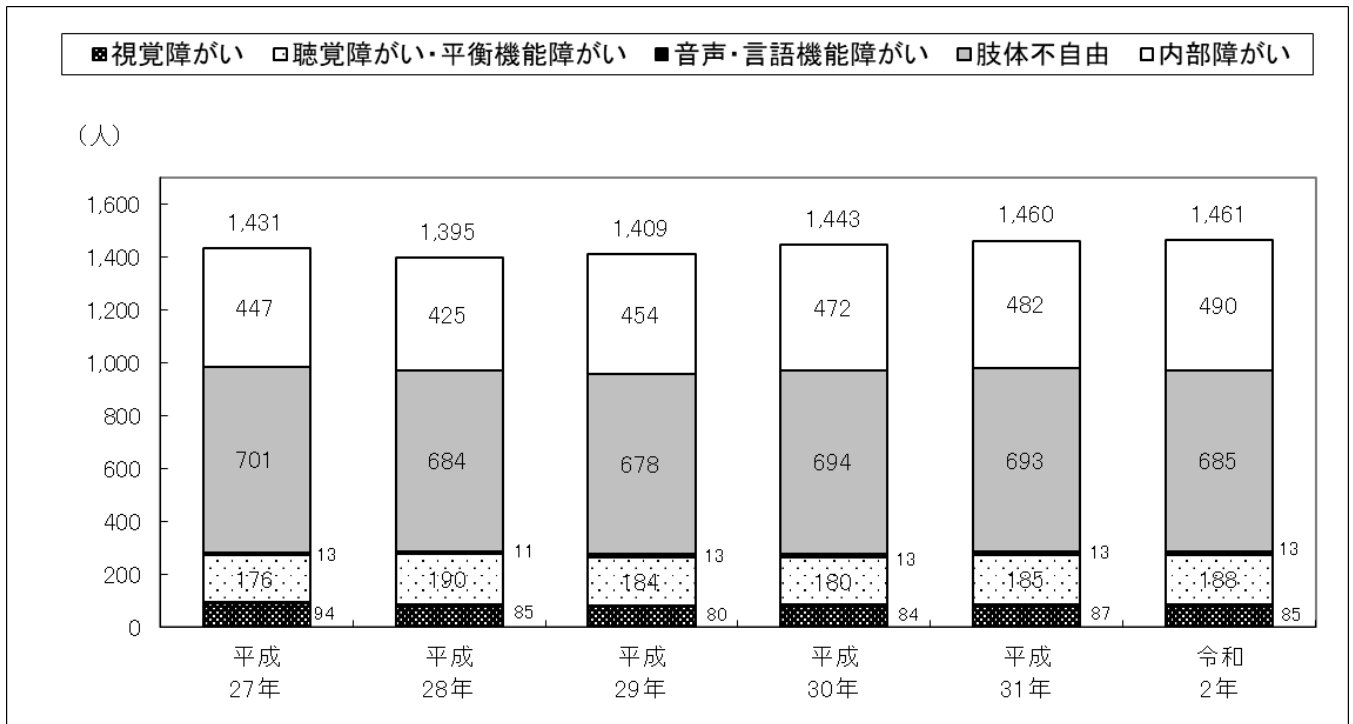


(単位：人)

| 区分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 378 | 414 | 409 | 421 | 419 | 423 |
| 2級 | 250 | 247 | 248 | 251 | 257 | 251 |
| 3級 | 229 | 183 | 191 | 198 | 203 | 205 |
| 4級 | 373 | 362 | 368 | 375 | 379 | 381 |
| 5級 | 94 | 90 | 92 | 99 | 99 | 97 |
| 6級 | 107 | 99 | 101 | 99 | 103 | 104 |
| 合計 | 1,431 | 1,395 | 1,409 | 1,443 | 1,460 | 1,461 |

資料：苅田町（各年度末現在、令和2年は8月末現在）

図表 身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移



（単位：人）

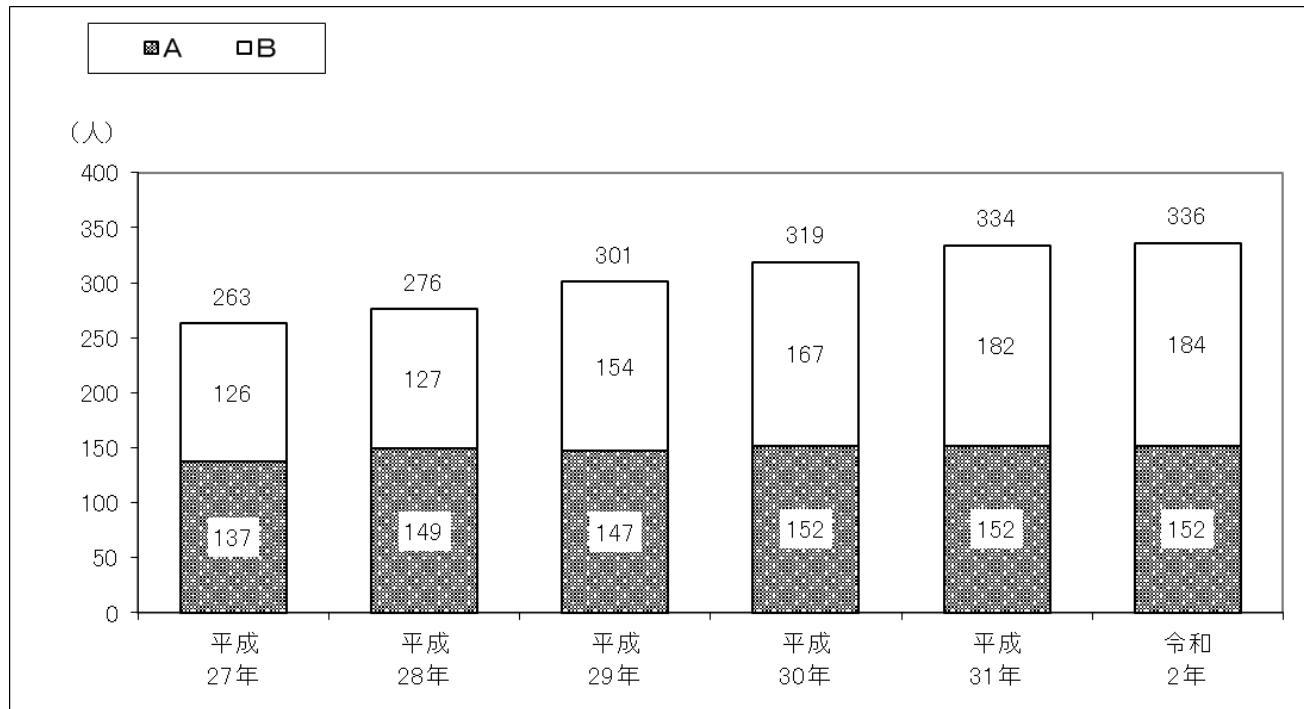
| 区 分 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 令和 2年 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 視覚障がい | 94 | 85 | 80 | 84 | 87 | 85 |
| 聴覚障がい・平衡機能障がい | 176 | 190 | 184 | 180 | 185 | 188 |
| 音声・言語機能障がい | 13 | 11 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 肢体不自由 | 701 | 684 | 678 | 694 | 693 | 685 |
| 内部障がい | 447 | 425 | 454 | 472 | 482 | 490 |
| 合 計 | 1,431 | 1,395 | 1,409 | 1,443 | 1,460 | 1,461 |

資料：苅田町（各年度末現在、令和2年は8月末現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

令和2年8月末現在の療育手帳所持者数は336人です。等級別でAは、直近3年間は同水準で推移しています。Bは増加傾向にあります。

図表 療育手帳所持者数（等級別）の推移



(単位：人)

| 区分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| A | 137 | 149 | 147 | 152 | 152 | 152 |
| B | 126 | 127 | 154 | 167 | 182 | 184 |
| 合計 | 263 | 276 | 301 | 319 | 334 | 336 |

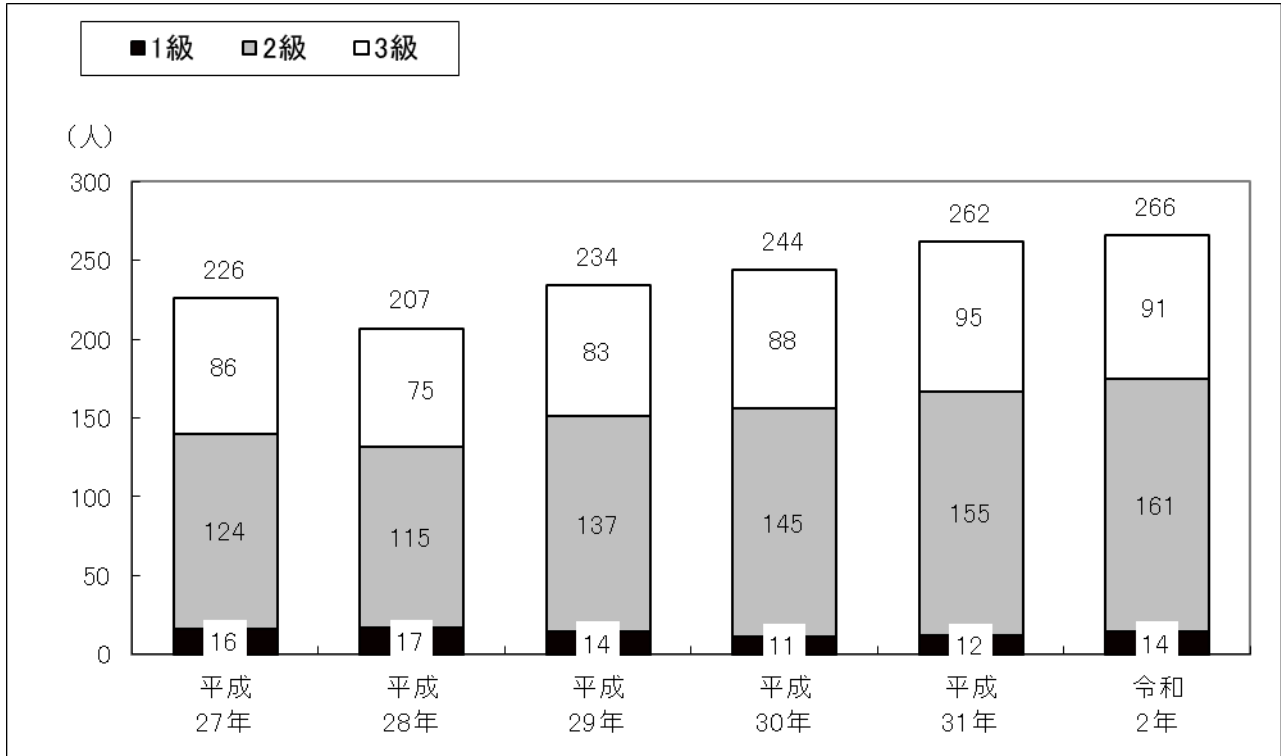
資料：苅田町（各年度末現在、令和2年は8月末現在）

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数等の推移

令和2年8月末現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は266人となっています。

等級別で1級はほぼ横ばいで推移していますが、2級、3級は増加傾向にあります。中でも2級の割合が高くなっています。

図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



（単位：人）

| 区分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 1級 | 16 | 17 | 14 | 11 | 12 | 14 |
| 2級 | 124 | 115 | 137 | 145 | 155 | 161 |
| 3級 | 86 | 75 | 83 | 88 | 95 | 91 |
| 合計 | 226 | 207 | 234 | 244 | 262 | 266 |

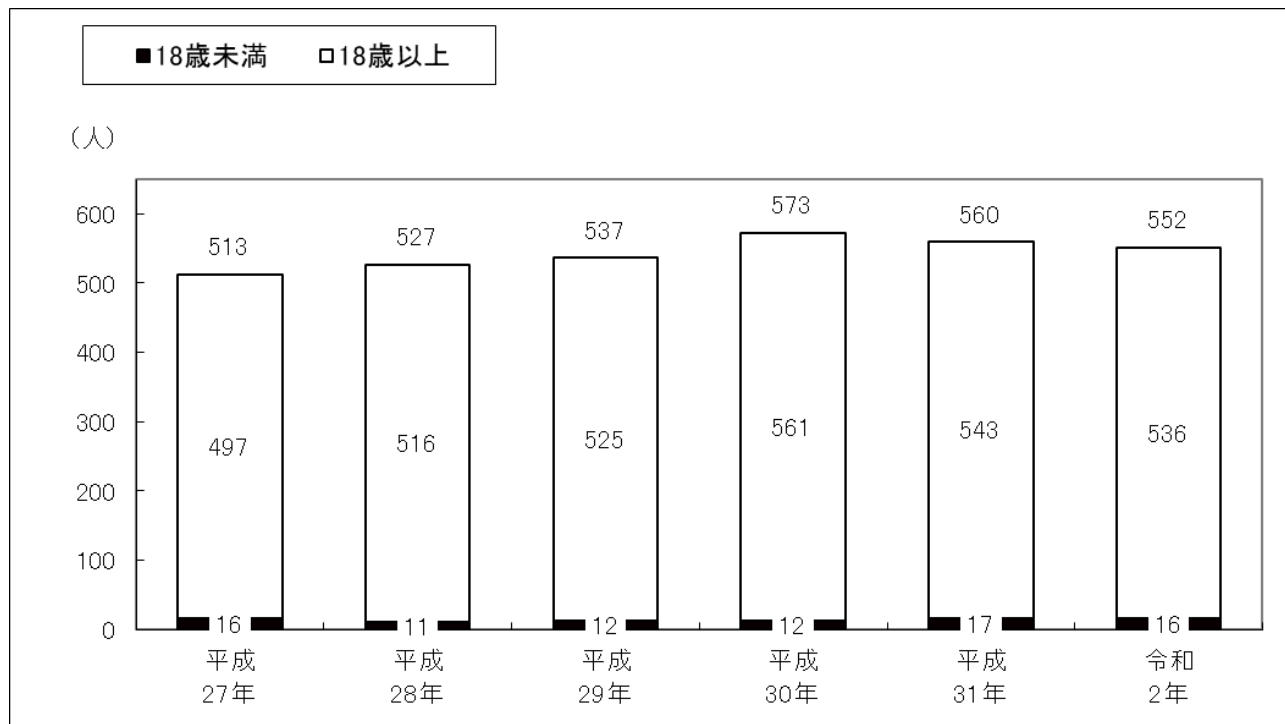
資料：苅田町（各年度末現在、令和2年は8月末現在）

総論

第3章 現状に関する資料

自立支援医療（精神通院）の受給者数をみると、平成 27 年度から比べて 18 歳以上の受給者数が増えています。

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



(単位：人)

| 区 分 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 18 歳未満 | 16 | 11 | 12 | 12 | 17 | 16 |
| 18 歳以上 | 497 | 516 | 525 | 561 | 543 | 536 |
| 合 計 | 513 | 527 | 537 | 573 | 560 | 552 |

資料：苅田町（各年度末現在、令和 2 年は 8 月末現在）

(5) 障がい児の状況

本町における、18歳未満の身体障がい者手帳所持者は36人、療育手帳所持者は86人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は9人となっています。

図表 障がい者手帳所持者数の年齢別の割合（再掲）

| 区 分 | 総 数 | 18歳未満 | 18～64歳 | 65歳以上 |
|------------------|-------|-------|--------|-------|
| 身体障がい者手帳所持者数 | 1,461 | 36 | 435 | 990 |
| 療育手帳所持者数 | 336 | 86 | 224 | 26 |
| 精神障がい者保健福祉手帳所持者数 | 266 | 9 | 231 | 26 |

本町における障がい児通所給付のサービスである児童発達支援と放課後等デイサービスの利用児童数及び手帳の所持者数を内数で示しています。

児童発達支援は未就学児童、放課後等デイサービスは学齢期児童を対象としますが、必ずしも手帳の所持が必要ではなく、発達の特性に関する医師の診断書等により利用することができます。

発達障がいのある子どもの人数は国の統計資料にもなく、本表が正確な数字を示すものでもありませんが、本町における両サービスの利用児童のうち手帳所持者数は少ないことから、利用児童の多くは発達に関して何らかの障がいがある児童であることがうかがえます。

| サービス種類 | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 令和 2 年 |
|------------|------|----------|----------|----------|--------|
| 児童発達支援 | 利用者数 | 94 | 96 | 112 | 88 |
| | うち身体 | 7 | 5 | 6 | 2 |
| | うち療育 | 6 | 3 | 3 | 2 |
| | うち重複 | 2 | 4 | 3 | 2 |
| | うち精神 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 利用者数 | 110 | 131 | 136 | 141 |
| | うち身体 | 3 | 2 | 4 | 5 |
| | うち療育 | 26 | 34 | 36 | 29 |
| | うち重複 | 5 | 5 | 6 | 6 |
| | うち精神 | 1 | 1 | 1 | 1 |

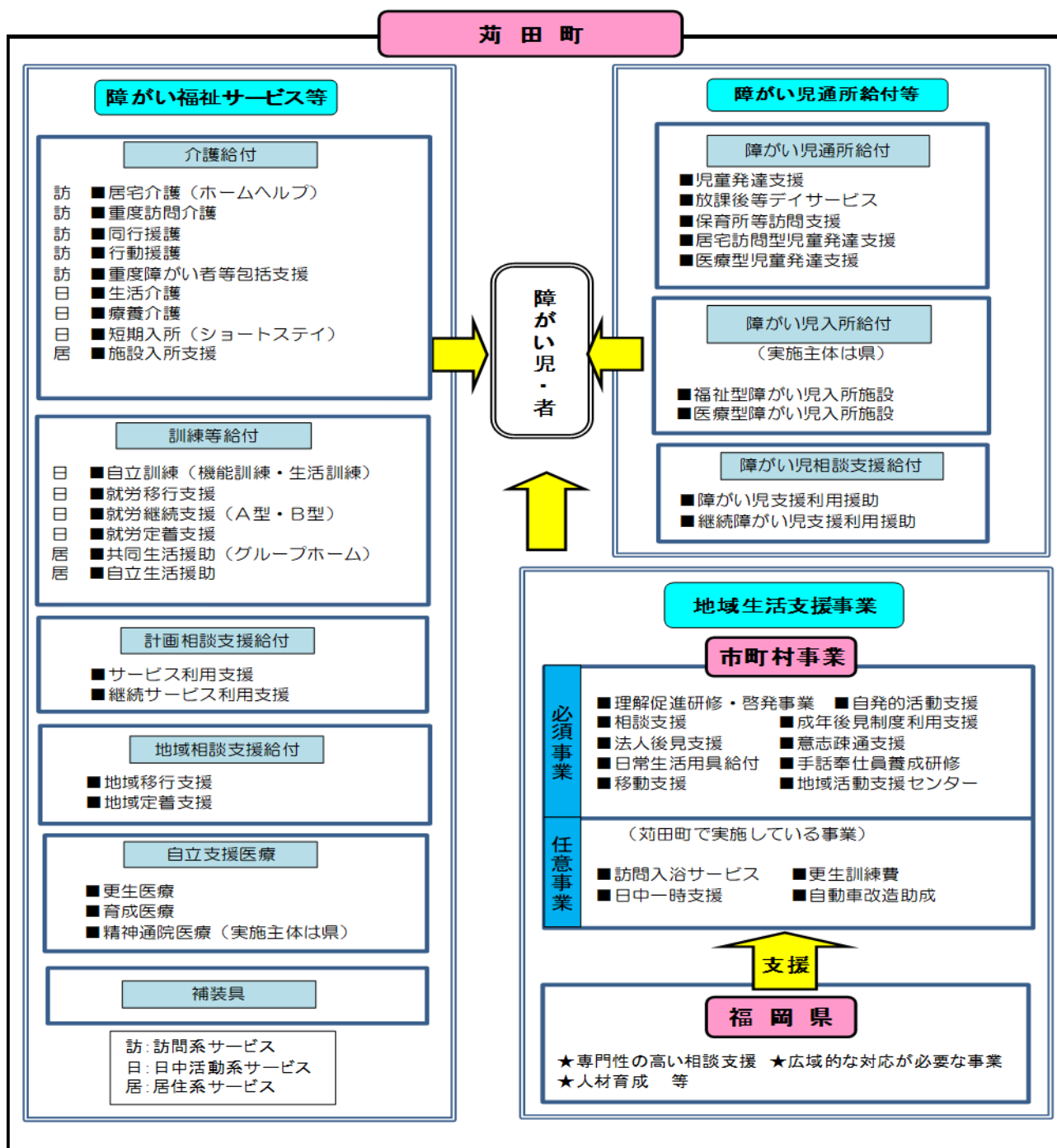
*発達障がいとは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

各論

第1章 障がいのある人を支援するサービス等の全体像

1. 自立支援システムの全体像

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」における障がい者や障がい児に対する福祉サービスの給付体系は下記のとおりです。国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「障がい福祉サービス等」や「障がい児通所給付等」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」によるサービスが提供されます。



2. 障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス等は大きく「介護給付と訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」、「相談支援」に分かれます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者の応能負担となっています。ただし所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

介護給付と訓練等給付

施設・事業体系は「介護給付」にあたる居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援・生活介護・療養介護・短期入所・施設入所支援と、「訓練等給付」にあたる自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・共同生活援助（グループホーム）・自立生活援助の2種類の体系になっています。

自立支援医療

障がいの種別ごとに「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。

補装具

補装具の支給は、補装具費（購入費、借受け、修理費）の支給となっています。

相談支援

利用者のニーズを把握し適切なサービス提供や地域への移行を支援するための「計画相談支援給付」、「地域相談支援給付」（地域移行支援・地域定着支援）があります。

3. 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる事業として法定化されています。

「地域生活支援事業」のうち、「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」「成年後見制度利用支援事業」などは必須事業です。

このような必須事業の他に、任意事業として地域の実情に応じて日中一時支援事業などの事業を実施することができます。

4. 障がい児通所給付等

児童福祉法に基づく障がい児支援については、一貫した効果的な支援を身近な地域で提供が行えるように、市町村が給付決定を行う「障がい児通所給付」と都道府県が給付決定を行う「障がい児入所給付」に分かれています。

また、適切なサービス利用が行えるように「障がい児相談支援給付」が行われます。

第2章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策

第2章では、令和3年度から令和5年度までの各年度における障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の種類ごとの必要量の見込みとその確保に係る方策を設定します。

なお、必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績等を勘案して算出しています。

【利用量の単位】 本計画における利用量の単位は下記のとおりです。

- * 「時間／月」・・・月間のサービス提供時間
- * 「人日／月」・・・「月間の利用人員（実人員）」×「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」
- * 「人／月」・・・月間の利用人員（実人員）
- * 「人／年」・・・年間の利用人員

1. 障がい福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス〔介護給付〕

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|-------------|--|
| 居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより移動に著しい困難がある人が外出するときに、同行し、必要な援護を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 重度障がい者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。 |

【必要量見込み】

| サービス名 | 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 時間/月 | 540 | 540 | 540 |
| | 人/月 | 54 | 54 | 54 |
| 重度訪問介護 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | 時間/月 | 60 | 60 | 60 |
| | 人/月 | 6 | 6 | 6 |
| 行動援護 | 時間/月 | 20 | 20 | 20 |
| | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| 重度障がい者等包括支援 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

障がいのある人のニーズを把握し適切なサービス利用が図られるよう、サービス等利用計画を個別に作成しサービスの提供を行います。在宅生活を支援する上で居宅介護の利用の比重は高いものとなっています。今後も利用者のニーズ等を注視していく必要があります。

また、圏域において、重度障がい者等包括支援を実施している事業所がなく、本町においても利用実績がありません。事業の確保のため、県や近隣自治体とも協議を行い、必要な支援の確保に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス〔介護給付〕

常時介護を必要とする重度の障がいのある人が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」を提供します。

また、介護者のレスパイトケア（一時的な休息）として「短期入所」を提供します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|-------|--|
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| 短期入所 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

【必要量見込み】

| サービス名 | 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|------|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 人日/月 | 1,600 | 1,660 | 1,720 |
| | 人/月 | 80 | 83 | 86 |
| 療養介護 | 人/月 | 7 | 7 | 7 |
| 短期入所（福祉型） | 人日/月 | 135 | 140 | 145 |
| | 人/月 | 27 | 28 | 29 |
| 短期入所（医療型） | 人日/月 | 15 | 15 | 15 |
| | 人/月 | 3 | 3 | 3 |

【確保の方策】

「生活介護」については、町内にサービス提供事業所があり、今後も障がい者の日常生活を支える基本的なサービスとして、必要なサービスが提供されるよう、事業者との連携及び情報提供を図ります。

「療養介護」については、本町における利用者はあるものの、圏域に事業所は無く、県内においても14事業所しかありません。今後も県等と協力して施設整備に努める必要があります。

「短期入所」については、利用者は横ばい傾向にあります。家族等のレスパイトの上にも重要なサービスであり、町内の事業所だけでなく近隣市町も視野に入れて、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

障がい者が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労に関する移行・継続のための支援サービスを提供します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|---------------|--|
| 自立訓練（機能訓練） | 身体障がい者を対象に、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、身体的リハビリや歩行訓練、家事などの訓練を行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 知的障がい者や精神障がい者を対象に、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、食事や家事などの生活能力向上のための支援や生活上の相談支援などを行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援（A型・B型） | 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言等を行います。 |

【必要量見込み】

| サービス名 | 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|------|-------|-------|-------|
| 自立訓練（機能訓練） | 人日/月 | 20 | 20 | 20 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日/月 | 60 | 60 | 60 |
| | 人/月 | 6 | 6 | 6 |
| 就労移行支援 | 人日/月 | 255 | 272 | 289 |
| | 人/月 | 15 | 16 | 17 |
| 就労継続支援（A型） | 人日/月 | 1,554 | 1,617 | 1,680 |
| | 人/月 | 74 | 77 | 80 |
| 就労継続支援（B型） | 人日/月 | 2,800 | 3,000 | 3,200 |
| | 人/月 | 140 | 150 | 160 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 4 | 4 | 4 |

第2章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策

【確保の方策】

就労の促進に向けては、本人の特性にあった就労のために、専門機関による就労支援が必要です。就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携促進及びサービスの周知により、引き続き「就労移行支援」、「就労継続支援」を利用した就労支援に取り組みます。また、一般就労へ移行した障がい者の職場定着を支援します。

(4) 居住系サービス

障がい者の自宅以外の生活の場として、グループホームや入所施設の確保に努めます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 自立生活援助 | 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 地域で共同生活を営むのに支障のない人に、主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所している人に、主として夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等や、相談や日常生活上の支援を行います。 |

【必要量見込み】

| サービス名 | 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| (うち精神障がい者分) | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 共同生活援助(グループホーム) | 人/月 | 70 | 72 | 74 |
| (うち精神障がい者分) | 人/月 | 29 | 30 | 31 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 35 | 34 | 33 |

【確保の方策】

「共同生活援助(グループホーム)」については、障がい者とその家族の高齢化の進行等を背景に高まるニーズに対応するため、引き続き、サービス事業所との連携を促進するとともに、サービス事業所への必要な支援に努めます。

「施設入所支援」については、本人の状態などを十分考慮し、必要な支援を行います。

(5) 相談支援

福祉サービスの利用に関する支援（サービス等利用計画作成）や地域生活移行への支援を実施します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|--------|--|
| 計画相談支援 | サービス利用の支給決定時または決定後に、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成します。 |
| 地域移行支援 | 支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が、地域生活に移行する支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 家庭において単身または同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の相談等に応じます。 |

【必要量見込み】

| サービス名 | 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人/年 | 328 | 348 | 368 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| （うち精神障がい者分） | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| （うち精神障がい者分） | 人/月 | 1 | 1 | 1 |

【確保の方策】

障がい者が必要な福祉サービス等を適切に組み合わせ、地域の中で安心して生活することができるよう、保健・医療・福祉サービス等の連携を強化し、包括的なケアマネジメントシステムの構築に努めます。

2. 障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策

(1) 児童に対するサービス〔児童福祉法分〕

障がい児やその家族への支援として、児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等の支援サービスを提供します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|------------------------------------|--|
| 児童発達支援 | 小学校就学前の障がい児を対象とし、通所により、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校に就学している障がい児を対象とし、通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がい児が周囲の児童との集団生活に適応することができるよう、個別の状況、環境に応じた支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等の状態にある児童で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 上肢、下肢、または体幹の機能に障がいのある児童を対象とし、指定の医療機関への通所により、児童発達支援や治療を行います。 |
| 障がい児相談支援 (計画相談) | 障がい児支援利用計画は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画です。計画には、生活全般の解決すべき課題、その利用方針、利用するサービスなどが記載されます。 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター | 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるように福祉サービスや医療、教育等の関連分野について総合調整する役割を持った者をいいます。 |

各論

第2章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策

【必要量見込み】

| サービス名 | 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 人日/月 | 826 | 847 | 868 |
| | 人/月 | 118 | 121 | 124 |
| 放課後等デイサービス | 人日/月 | 1,144 | 1,184 | 1,224 |
| | 人/月 | 143 | 148 | 153 |
| 保育所等訪問支援 | 人日/月 | 1 | 2 | 3 |
| | 人/月 | 1 | 2 | 3 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日/月 | 7 | 7 | 7 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 医療型児童発達支援 | 人日/月 | 25 | 25 | 25 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 障がい児相談支援 | 人/年 | 261 | 269 | 277 |
| 医療的ケア児を支援する コーディネーターの配置 | 人 | 1 | 1 | 1 |

【確保の方策】

乳幼児健診等を通じ、発達に遅れが見られる乳幼児を早期に把握し、発達支援が必要と判定された児童及び保護者が安心して「児童発達支援」を利用できるよう、わかりやすい広報に努めるとともに、関係機関との調整を支援します。

「放課後等デイサービス」の利用者は近年増加傾向にあります。学齢期の障がい児が適切な支援を受けることができるよう、周辺地域における事業所の設置状況等を注視しながら必要なサービス量の確保に努めます。

「保育所等訪問支援」については、子育て部門の町単独事業を継続しながら、関係機関との調整を支援します。

「居宅訪問型児童発達支援」については、サービスの周知を図るとともに他市町村とも連携を図り、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

「医療的ケア児を支援するコーディネーターの配置」は、医療的ケア児及びその介護者等の安心や負担軽減に繋がるものです。早期の配置を目指します。

障がい福祉サービス等の見込量一覧

| 区分 | サービス名 | 単位 | 必要量見込み | | |
|-----------|-----------------|------|--------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 時間/月 | 540 | 540 | 540 |
| | | 人/月 | 54 | 54 | 54 |
| | 重度訪問介護 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| | 同行援護 | 時間/月 | 60 | 60 | 60 |
| | | 人/月 | 6 | 6 | 6 |
| | 行動援護 | 時間/月 | 20 | 20 | 20 |
| | | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| | 重度障がい者等包括支援 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日/月 | 1,600 | 1,660 | 1,720 |
| | | 人/月 | 80 | 83 | 86 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人日/月 | 20 | 20 | 20 |
| | | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日/月 | 60 | 60 | 60 |
| | | 人/月 | 6 | 6 | 6 |
| | 就労移行支援 | 人日/月 | 255 | 272 | 289 |
| | | 人/月 | 15 | 16 | 17 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日/月 | 1,554 | 1,617 | 1,680 |
| | | 人/月 | 74 | 77 | 80 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日/月 | 2,800 | 3,000 | 3,200 |
| | | 人/月 | 140 | 150 | 160 |
| | 就労定着支援 | 人/月 | 4 | 4 | 4 |
| | 療養介護 | 人/月 | 7 | 7 | 7 |
| 短期入所（福祉型） | 人日/月 | 135 | 140 | 145 | |
| | 人/月 | 27 | 28 | 29 | |
| 短期入所（医療型） | 人日/月 | 15 | 15 | 15 | |
| | 人/月 | 3 | 3 | 3 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | 共同生活援助（グループホーム） | 人/月 | 70 | 72 | 74 |
| | 施設入所支援 | 人/月 | 35 | 34 | 33 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人/年 | 328 | 348 | 368 |
| | 地域移行支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | 地域定着支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |

障がい児通所給付等の見込量一覧

| 区分 | サービス名 | 単位 | 必要量見込み | | | |
|----------|-------------|-----------------------------------|--------|-------|-------|-----|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 障がい児通所支援 | 児童発達支援 | 人日/月 | 826 | 847 | 868 | |
| | | 人/月 | 118 | 121 | 124 | |
| | 放課後等デイサービス | 人日/月 | 1,144 | 1,184 | 1,224 | |
| | | 人/月 | 143 | 148 | 153 | |
| | 保育所等訪問支援 | 人日/月 | 1 | 2 | 3 | |
| | | 人/月 | 1 | 2 | 3 | |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 人日/月 | 7 | 7 | 7 | |
| | | 人/月 | 1 | 1 | 1 | |
| | 医療型児童発達支援 | 人日/月 | 25 | 25 | 25 | |
| | | 人/月 | 1 | 1 | 1 | |
| | 相談支援 | 障がい児相談支援 | 人/年 | 261 | 269 | 277 |
| | その他 | 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 人 | 1 | 1 | 1 |

第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定により、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」に基づいて市町村が実施する事業で、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を行うことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的、効果的に実施している事業です。市町村において実施を行うものとされている必須事業と市町村が地域の実情に合わせて実施する任意事業に分かれます。

《必須事業》

(1) 相談支援事業

① 相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の利用支援等を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

イ 基幹相談支援センター

障がいのある人の総合的な相談や、地域の相談支援体制の強化の取り組み、相談支援事業所間の連絡調整や権利擁護・虐待防止に向けた取組を行う中核的な機関です。

ウ 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。

② 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を行う事業です。

* 国は必須の事業内容として、障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業を示しています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス等の利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬の助成を行います。

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能、視覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある障がいのある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置などを行い、社会参加の促進を図る事業です。

(5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。また「住宅改修費」により、障がいのある人の住まいの改善を支援します。

【日常生活用具給付等事業の概要】

| 種類 | 内容 |
|-------------|--|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある人が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。 |
| 在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。 |
| 排泄管理支援用具 | ストマ用装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき、実用性のあるもの。 |
| 住宅改修費 | 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 |

(6) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、円滑に外出できるように支援する事業です。ヘルパーなどが付き添い支援する個別移動サービスと車両により医療機関等へ移送する車両移動サービスがあります。

(8) 理解促進研修・啓発事業

障がい等への理解を深めるために研修・啓発等を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

(9) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現のための、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

(10) 地域活動支援センター

通所により、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等を行い、地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3種類があります。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

(2) 更生訓練費支給事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障がい者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

(3) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族等の負担軽減を図る事業です。

(4) 自動車改造助成事業

重度の身体障がい者が就労等のため、障がい者自身が所有し運転する自動車の改造にかかる費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進する事業です。

地域生活支援事業の見込量一覧

| 区分 | サービス名 | 単位 | 必要量見込み | | |
|-----------------|--|-------|--------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 必須事業 | (1) 相談支援事業 | | | | |
| | ① 相談支援事業 | | | | |
| | ア 障がい者相談支援事業 | 箇所数 | 4 | 4 | 4 |
| | イ 基幹相談支援センター | 設置有無 | 有 | 有 | 有 |
| | ウ 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 |
| | ② 住宅入居等支援事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 |
| | (2) 成年後見制度利用支援事業 | 実利用者数 | 2 | 2 | 2 |
| | (3) 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 |
| | (4) 意思疎通支援事業 | | | | |
| | ① 手話通訳・要約筆記者派遣事業 | 延件数 | 350 | 350 | 350 |
| | ② 手話通訳者設置事業 | 設置者数 | 1 | 1 | 1 |
| | (5) 日常生活用具給付等事業 | | | | |
| | ① 介護・訓練支援用具 | 給付件数 | 3 | 3 | 3 |
| | ② 自立生活支援用具 | | 6 | 6 | 6 |
| | ③ 在宅療養等支援用具 | | 10 | 10 | 10 |
| | ④ 情報・意思疎通支援用具 | | 8 | 8 | 8 |
| | ⑤ 排泄管理支援用具 | | 870 | 890 | 910 |
| | ⑥ 住宅改修費 | | 3 | 3 | 3 |
| | (6) 手話奉仕員養成研修事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 |
| | (7) 移動支援事業 (個別移動サービス) (車両移動サービス) | 実利用者数 | 19 | 20 | 21 |
| | | 延利用時間 | 862 | 877 | 892 |
| | (8) 理解促進研修・啓発事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 |
| | (9) 自発的活動支援事業 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 |
| (10) 地域活動支援センター | 箇所数 | 2 | 2 | 2 | |
| | 実利用者数 | 24 | 24 | 24 | |
| 任意事業 | (1) 訪問入浴サービス事業 | 実利用者数 | 1 | 1 | 1 |
| | (2) 更生訓練費支給事業 | | 0 | 0 | 0 |
| | (3) 日中一時支援事業 | | 29 | 29 | 29 |
| | (4) 自動車改造助成事業 | | 2 | 2 | 2 |

* (1) ①イ、②及び(9)については、令和2年度時点で実施できておらず、具体的な実施予定も立っていませんが、必要量見込みとして「有」とし、実施に向けた検討を行います。

2. 地域生活支援事業の見込量確保の方策

町では地域生活支援事業の実施により必要なサービス量を確保するため、下記の事項に取り組みます。

- 地域生活支援事業の各事業は、町の広報紙やホームページなどあらゆる機会を通じて一層の周知を図り、利用者の適切なサービス利用を支援するとともに、関係機関や当事者団体などとの連携を深めることにより、利用者の事業に対する理解の促進に努めます。
- 委託する事業については、サービス事業者の参入を促進し計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。
- 「相談支援事業」については、現在は4事業所での実施を行っています。今後も新たな障がい福祉サービス等の創設など障がいのある人を取り巻く制度は多種多様なものとなっていきます。障がいのある人が適切に制度を享受できるように、相談支援体制の強化を図ります。
- 「基幹相談支援センター」については、現在は町がその役割を担っています。今後は、より専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応や相談支援事業者等に対する専門的な指導助言など、関係機関等との連携を強化し対応していきます。また、近隣自治体の進捗状況を踏まえ、委託等の検討を行います。
- 障がいのある人の権利擁護を図るため「成年後見制度利用支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」の周知、普及に努めます。
- 「住宅入居等支援事業」については、実施できていません。住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）における障がいのある人への住宅施策等と連動したものであることが必要です。そのため、住宅関連部署と連携し、事業実施に向けて取り組みます。
- 「移動支援事業」や「意思疎通支援事業」等については、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが重要となるため、「手話奉仕員養成研修事業」などを通じ、サービスに必要な人材育成を行います。
- 法定サービス以外の日中活動の場として重要な役割を果たす「地域活動支援センター」については、障がいのある人が利用しやすいよう支援を行います。
- 「日中一時支援事業」については、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を介護している家族等の負担軽減のために効果的な事業であることから、必要なサービス量を確保します。

第4章 制度の円滑な実施のための方策

(1) 障がいのある人に対する虐待の防止

障害者虐待防止法は、障がいのある人の尊厳を守り、障がいのある人の自立や社会参加を実現するため、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定しています。

町では、福岡県権利擁護センターや関係機関等と連携し、障がいのある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止に取り組みます。

(2) 権利擁護の取組

障がいのある人の権利擁護の取組については、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対して、当該制度の利用を促進します。

(3) 障がいのある人の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

県及び国との連携を図りながら、障がいのある人の芸術文化活動の振興を図ることにより、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進します。

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に基づき日常生活や社会生活における障がいのある人等（障がい者手帳の所持者に限られるものではありません。）の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くため、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動等に取り組みます。

(5) 障がい福祉施策全般の推進

この計画は「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の見込量や確保の方策等を定める計画ですが、障がいのある人が地域で安心して生活し続けるためには、住まいの場の確保やバリアフリーのまちづくりなど、障がいのある人の日常生活に関わるあらゆる分野の施策を充実することが必要です。

このため、「障害者基本法」に基づく障がい者福祉施策全般に関わる計画である「苅田町障害者長期計画」（平成29～平成33年度）と同調した一体的な環境整備に努めます。

(6) 利用者負担軽減策の実施

障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の利用者負担は、応能負担（家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額）が原則となっています。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、市町村が主体となって実施する事業であることから、市町村が定めるものとされています。

本町においても、町独自の利用者負担軽減策として、補装具費の支給については月額負担上限額を2分の1としています。

なお、補装具費については、平成24年4月より高額障がい福祉サービス費との合算対象となり、基準額を超える費用については償還の対象となっています。

これらの利用者負担軽減策を今後も継続して実施し、障がいのある人がよりきめ細かなサービスの提供を受けることができるよう、利用者の負担軽減に努めます。

(7) 発達障がい者等支援の取組

発達障がいの早期発見・早期支援には、発達障がいのある子やその家族が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができる保護者への支援体制が求められます。

また、自らも発達障がいのある子の子育てを経験し、相談支援に関するトレーニングを受けた親（ペアレントメンター）が、同じような発達障がいのある子をもつ保護者に対して相談や助言を行ったり、発達障がいの当事者同士が自らの体験に基づいて仲間を支援する活動（ピアサポート）といった共感的なサポートも効果が高いと言われています。現在は発達障がいのある子や保護者からの相談に対しては、個別の対応を行っていますが、今後はペアレントプログラムやペアレントトレーニングについて、個別支援の実施状況や近隣市町村の実施状況を踏まえて検討を行います。

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の点検・評価

各年度におけるサービス見込量等についての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

点検・評価にあたっては、「苅田町障害者施策推進協議会」において実施するとともに、障がい者団体等の第三者的な意見反映に努めます。

(2) 県・近隣市町との連携

この計画においては、サービスの基盤整備など、本町だけでなく広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、福岡県をはじめ、京築地域の各市町との連携を密に取りながら、計画を推進していきます。

参 考 资 料

苅田町障害者施策推進協議会設置条例

(平成8年3月29日条例第8号)

改正 平成18年6月27日条例第35号

改正 平成23年3月28日条例第1号

改正平成24年3月21日条例第10号

(設置)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、苅田町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 福祉関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月22日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第10号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)第2条の施行の日から施行する。

苅田町障害者施策推進協議会委員名簿

令和3年3月現在

任期 令和2年8月1日～令和4年7月31日

| 選任区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|---------------|--------|-----------------|---------------------------|
| (1) 町会議員 | 梶原 弘子 | 苅田町議会 | 副会長 |
| (2) 識見を有する者 | 戸早 秀暢 | 学校法人 戸早学園 | 会長 |
| (2) 識見を有する者 | 出口 正敏 | 苅田町民生委員・児童委員協議会 | |
| (3) 関係行政機関の職員 | 藤原 美代 | 福岡県京築保健福祉環境事務所 | |
| (4) 福祉関係者 | 片山 麒一郎 | 苅田町身体障害者福祉会 | |
| (4) 福祉関係者 | 森山 郁代 | 苅田町社会福祉協議会 | 任期：令和2年8月1日～ 令和3年1月31日 |
| | 古賀 靖教 | | 任期：令和3年2月1日～ 令和4年7月31日 |
| (4) 福祉関係者 | 光根 りえ | 社会福祉法人 光和苑 | |
| (4) 福祉関係者 | 濱邊 隆一 | 社会福祉法人 みぎわ会 | |
| (4) 福祉関係者 | 野口 和枝 | NPO法人夢ニティー・ハート | |
| (4) 福祉関係者 | 福山 直樹 | 行橋・京都成年後見センター | |

※敬称略

苅田町障がい者福祉計画【第6期】

苅田町障がい児福祉計画【第2期】

令和3年度～令和5年度

発行年月 令和3年3月

編集・発行 苅田町 地域福祉課

〒800-0392 京都郡苅田町富久町 1-19-1

TEL 093 (434) 1111 (代表)

093 (434) 1039 (直通)

FAX 093 (435) 0023

